

－ひとの和と輪が広がる－
新しい市役所プラン
(案)

平成20年3月

長岡市

(森市長挨拶)

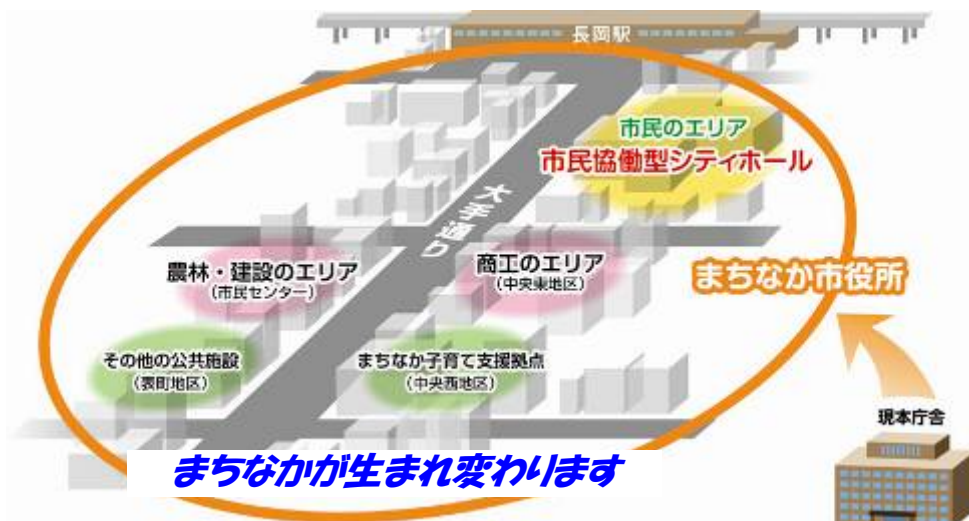
はじめに—新しい市役所プランとは

昭和52年に開庁した現在の幸町本庁舎は、旧長岡市の事務量・職員数に合わせたサイズであり、その後の市町村合併などの事務量の増大に対するスペース不足が続いているとともに、防災拠点としての官庁施設に必要な耐震性が大幅に不足しているなど、大きな問題を抱えています。

このような状況を踏まえ、今後の本庁舎整備の方向性や将来のまちづくりなどについて検討を重ねました。そして、各地区での説明会や市政だよりなどを通じ、広く市民意向の把握に努めた後、平成19年2月の長岡市議会に「長岡市役所の位置を定める条例」の改正を提案し、本庁舎の中心市街地への移転が決定しました。

これは、「市民協働型シティホール^{注1)}」をつくり、市民の集まるところに市長や議員、職員がいて、市民と市役所がお互いの持ち味を存分に発揮しながら、協働でまちづくりに取り組むことが大切であるという発想から生まれたものです。

本プランは、市民協働型シティホールを核に“ひとの和と輪が広がる”新しい市役所のあり方について、新しい市役所検討市民委員会や市民の方からの提案を踏まえた上で、特に市民協働型シティホールにおける市役所機能や中心市街地(まちなか)での市役所本庁組織の配置などの基本的な考え方を定めたものです。



注1) 市民協働型シティホール

現在、厚生会館が立地している場所に「公会堂 (アリーナ)」、「屋根付き広場」、「本庁舎」が三位一体となった施設を整備するものです。(平成23年度竣工予定)

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| I. 新しい市役所を取り巻く背景 | 1 |
| 1. 本庁舎移転の必要性 | 1 |
| (1) 現在の本庁舎が抱える課題 | 2 |
| (2) まちづくりを進める上での課題 | 4 |
| 2. これまでの検討の経緯 | 6 |
| (1) 中心市街地への移転決定の経緯 | 6 |
| (2) 「新しい市役所の実現」に関する検討 | 8 |
| 3. 今後のまちづくりの方向性 | 9 |
| (1) 市民協働型シティホールの整備 | 9 |
| (2) 市民の「ハレの場」となる新しい顔づくり | 10 |
| II. 新しい市役所の基本的な考え方 | 11 |
| 1. 新しい市役所のあり方 | 11 |
| 2. 新しい市役所の姿と基本的な方向性 | 12 |
| (1) 市民により便利な市役所 | 12 |
| (2) 市民に開かれた交流拠点 | 13 |
| (3) 次世代に誇れる市役所 | 13 |
| 3. 新しい市役所の配置の考え方 | 14 |
| (1) 本庁組織の配置について | 14 |
| (2) 中心市街地における配置の考え方 | 14 |
| (3) 中心市街地における新しい市役所の配置イメージ | 16 |
| III. 「新しい市役所の姿」の実現に向けた取り組み | 19 |
| 1. 「市民により便利な市役所」の実現に向けて | 19 |
| (1) たらいまわしのない市役所 | 19 |
| (2) 時間を大切にする市役所 | 24 |
| (3) 信頼される市役所 | 26 |
| 2. 「市民に開かれた交流拠点」の実現に向けて | 27 |
| (1) 明るく入りやすい空間 | 27 |
| (2) 情報交流の拠点 | 28 |
| (3) 市民との協働を推進する市役所 | 28 |
| (4) 市民に開かれた議会 | 29 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 3. 「次世代に誇れる市役所」の実現に向けて----- | 30 |
| (1) 合併10地域のシンボルとなる市役所----- | 30 |
| (2) 災害に対して安心・安全な市役所----- | 32 |
| (3) まちづくりをリードする市役所----- | 33 |
| 4. シティホールの空間構成----- | 34 |
| 5. シティホールにおける本庁舎の規模の目安----- | 35 |

IV. 概算事業費及び財政負担の見込み 36

| | |
|------------------|----|
| 1. 概算事業費----- | 36 |
| 2. 財政負担の見込み----- | 36 |

V. 新しい市役所がもたらす多様な波及効果 37

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 中心市街地への移転による効果----- | 37 |
| 2. 市民により便利な市役所による効果----- | 37 |
| 3. 市民に開かれた交流拠点による効果----- | 37 |

VI. 今後のプラン推進に向けて 38

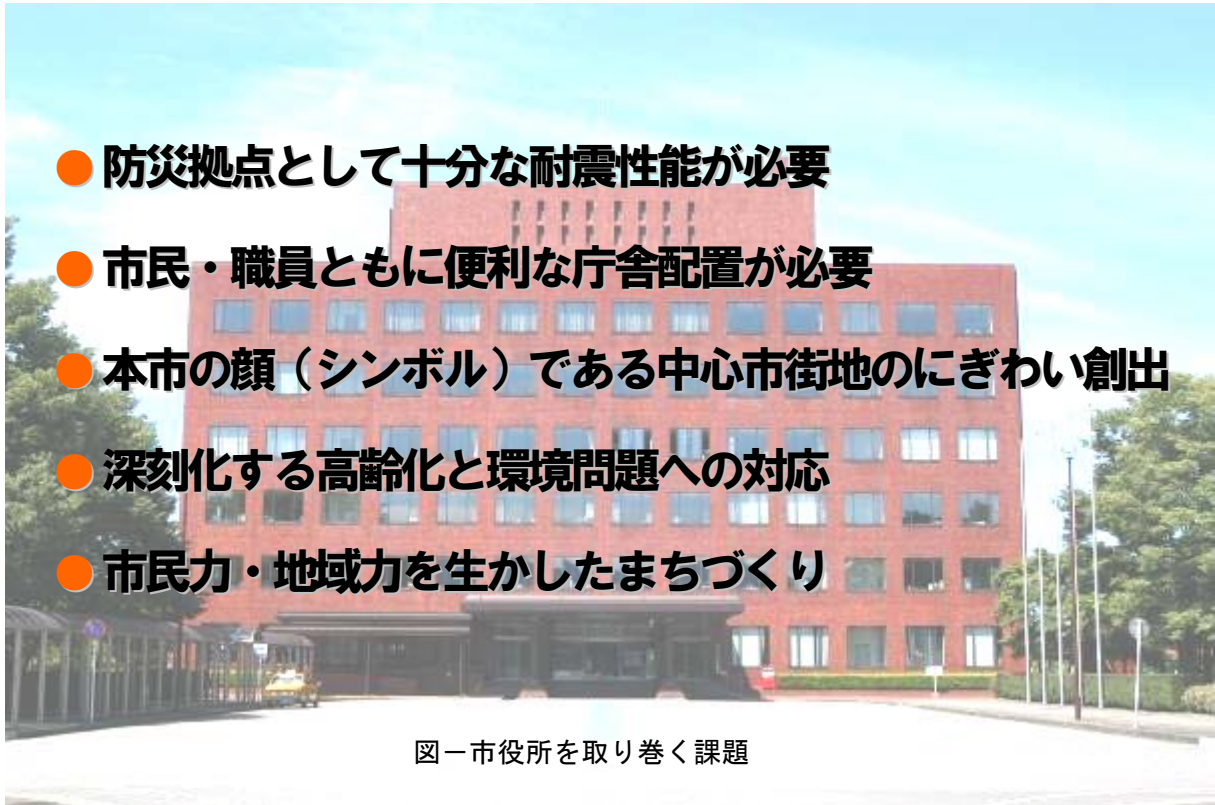
| | |
|---------------------|----|
| 1. 行政組織の見直し----- | 38 |
| 2. 移転に向けた取り組み----- | 39 |
| 3. 今後の推進スケジュール----- | 40 |

参考. 新しい市役所検討市民委員会について 41

| | |
|------------------|----|
| 1. 委員名簿----- | 41 |
| 2. 各回の検討テーマ----- | 41 |

Ⅰ. 新しい市役所を取り巻く背景

1. 本庁舎移転の必要性



本市では、市の負担を最小限に抑えることを大前提に、できる限り速やかに本庁舎を中心市街地へ移転することが、上記の課題解決に最も効果的・効率的な取り組みという結論に至りました。

(1) 現在の本庁舎が抱える課題

ここが重要! 防災拠点として十分な耐震性能が必要

- 現在の本庁舎は、大地震などが発生した時、救助・復旧活動を統括する防災拠点に適用される耐震基準と照らし合わせた場合、6割程度の耐震性能^{注2)}しかないことが判明しています。
- 平成16年10月の中越大震災では、重大な損壊は免れたものの、庁舎機能が一時停止し、近隣の消防本部を災害対策本部として代替せざるをえない状況になるなど、耐震性能の不安は現実のものとなりました。
- 過去の被災の教訓を生かしながら、高いレベルの耐震性能を確保し、災害時の司令塔としての機能を確実に発揮できる防災拠点の確立は、10地域が合併し大きく成長した新・長岡市がより発展していく上で、早急に対応すべき最重要課題となっています。
- 本市では、防災拠点にふさわしい耐震性能を備えるための補強工事を検討しました。しかし、工事には約20億円の費用がかかるほか、本庁舎の耐用年数を50年とした場合、20年以内には建て替えの時期を迎え、補強の効果が決して長くは続かないことがわかっています。

注2) 防災拠点に必要な耐震性能

防災拠点となる官庁施設には、通常の建築基準法の基準より、1.25倍以上の強度が必要な耐震基準が設定されています。

ここが重要！ 市民・職員ともに便利な庁舎配置が必要

- 近年、市町村合併や県からの事務移譲などに伴い、市役所で取り扱う事務量が大幅に増加したことにより、合併前の旧長岡市の事務量・職員数を前提とした現在の本庁舎では、慢性的なスペース不足が生じています。
- 現在の本庁組織は幸町、大手通りなど計7か所に分散し、3分の1以上の課（室）を本庁舎以外の場所に配置せざるをえない状況にあります。
- この結果、市役所を訪れる市民にとってどのサービスがどこの庁舎で受けられるかが非常に分かりにくく、利用しづらい状況にあるとともに、職員にとっても本庁舎と分室間の移動などで無視できない時間的・経済的なロスや事務効率の低下が生じています。
- さらに、現在の本庁舎は、バスや電車などの公共交通が集中している長岡駅から遠く、自動車を自由に使えない市民にとって不便な場所にあります。
- このような慢性的なスペース不足と不便な状態の分散化を同時に解消し、市民・行政の双方にとって便利な市役所を実現するためには、本庁組織の配置を抜本的に見直す必要があります。



(2) まちづくりを進める上での課題

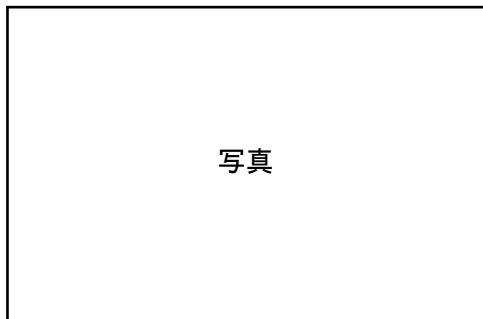
ここが重要! 本市の顔(シンボル)である中心市街地のにぎわい創出

○長岡駅周辺に広がる中心市街地では、空洞化が進んでいます。中心市街地の人口は過去30年で約3割減、休日の歩行者通行量も過去24年で約7割も減少しており、かつてのようなにぎわいは失われています。

○中心市街地の空洞化は、地域の歴史・伝統・文化の喪失や治安の悪化、さらに市街地の拡大に伴って都市基盤施設の整備・維持、ごみ収集や福祉等の行政サービスにかかるコストが割高になるなど、様々な問題を招くことが懸念されています。

○このような状況を踏まえ、長岡市では、商業、業務、行政、福祉、教育、居住、文化など、さまざまな都市機能を中心市街地に集積させたコンパクトなまちづくりに取り組むこととしています。

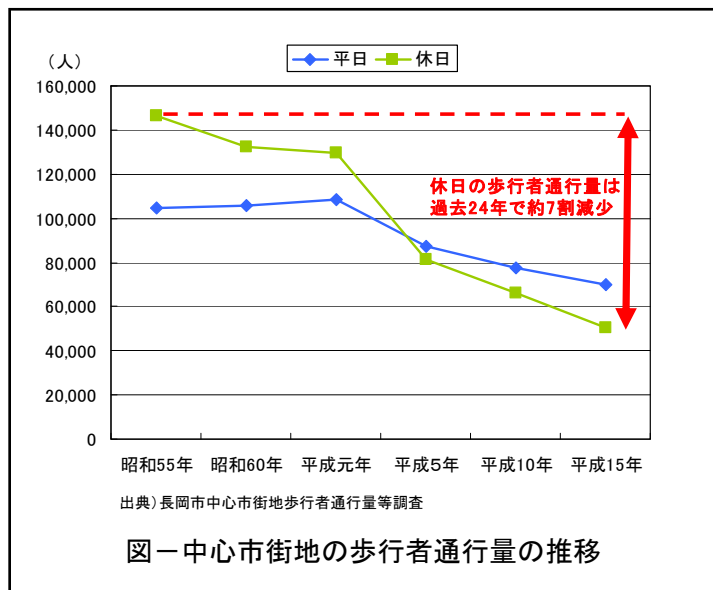
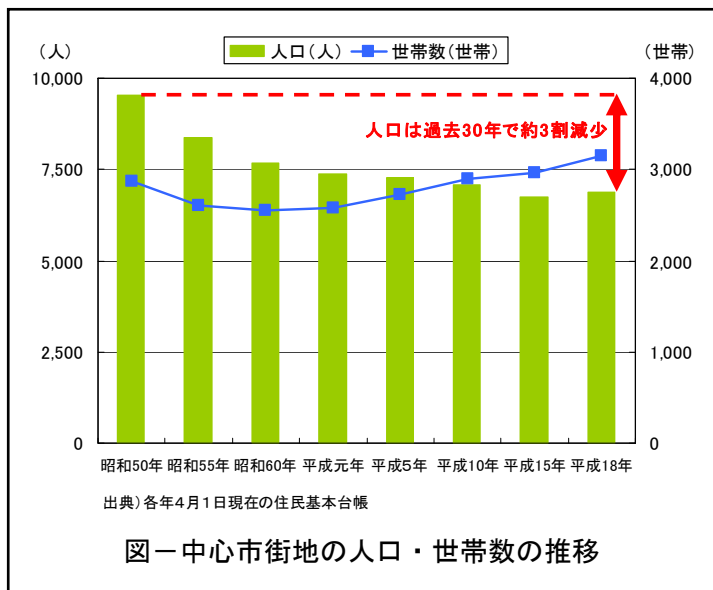
○本市の顔(シンボル)ともいえる中心市街地に人が集まり、再びにぎわいを創出するとともに、社会経済環境の変化を踏まえたコンパクトなまちづくりを実現するためには、まちなかに「来る人」、「住む人」、「働く人」の増加対策に取り組むことが待ったなしの課題となっています。



昭和●年代のにぎわいのある大手通り

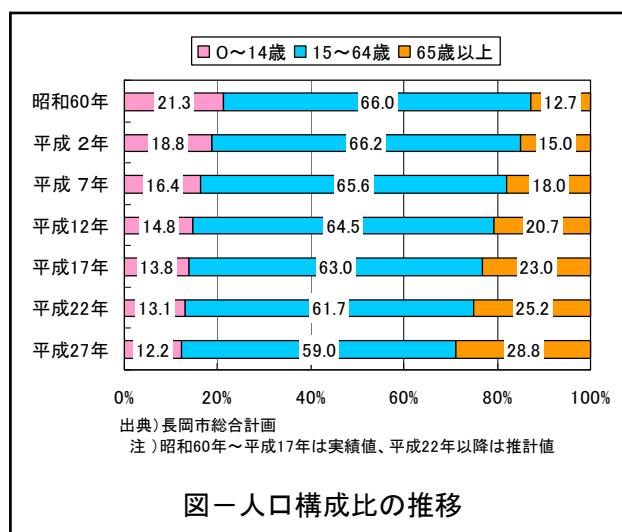


現在の大手通り



ここが重要！ 深刻化する高齢化と環境問題への対応

- 今後、高齢化の進行に伴い、自動車の運転が困難なお年寄りが増えると予想されます。
- このため、交通弱者の貴重な足として、バスや鉄道など公共交通の維持・確保に積極的に取り組む必要があります。
- 近年、地球温暖化に代表される環境問題が世界的に深刻化しています。国内では平成9年に採択された京都議定書において、温室効果ガスの排出量^{注3)}を平成20年から24年までに、対平成2年比で6%削減することが定められています。
- このような状況を踏まえ、人々の身近な日常生活においても、自動車への過度の依存構造から脱却し、公共交通や徒歩、自転車利用の度合いを高めるなど、環境への負荷が少ないまちづくりに取り組む必要があります。



ここが重要！ 市民力・地域力を生かしたまちづくり

- 市民一人ひとりの知恵と力を結集する「市民力」、個性あふれる地域が互いに刺激しあって活力を高める「地域力」、そして市民と行政が対等な立場でまちづくりに汗を流す「市民協働」は、まちづくりの大きな原動力です。
- 本格的な地方分権時代を向かえ、都市間競争に勝ち残り個性にあふれた魅力的なまちづくりを行いながら、多様化する地域の課題にきめ細やかに応えるためには、市民力・地域力の向上を図り、市民協働をさらに発展させることが求められています。



注3) 温室効果ガスの排出量

「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（平成19年5月－温室効果ガスインベントリオフィス）」では、平成17年現在、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素排出量のうち、運輸部門が全体の19.3%を占め、このうちの約9割が自動車からの排出とされています。

2. これまでの検討の経緯


(1) 中心市街地への移転決定の経緯

ここが重要! **本庁舎の中心市街地への移転は、最適な選択です**

- 本庁舎の移転について、これまで本市ではさまざまな観点から検討を重ねてきました。検討の状況は市政だより等で紹介するとともに、各地域において懇談会を開催するなど、様々な機会を設けて市民意見の聴取に積極的に努めました。
- この結果、前項で示したような問題点や課題を解決するためには、中心市街地への移転が最適な選択という結論に至り、平成19年2月の市議会において、本庁舎の移転が正式に可決されました。

表一 移転決定の経緯

(1/2)

| 年月日 | 検討の組織等 | 検討の概要 |
|--------------------------------------|--|--|
| 平成18年7月28日 (平成18年4月～7月 まで5回開催) | 行政機能再配置検討 市民委員会 ○会長：豊口協 長岡造 形大学理事長 ○市民・有識者など15 名で構成 | 市民サービスの向上や移転に必要な経費などの 観点から、本庁機能のあるべき位置や具体的な配 置などについて検討。 提出された中間報告の要点は以下のとおり。 ○本庁舎は、誰もが利用しやすい中心市街地へ配 置することが望ましい。 ○1か所又は数か所集約配置のどちらも可能だ が、まちづくりの観点からさらに検討を。 |
| 平成18年9月9日 | 市役所機能再配置に 関する意見交換会 ○市民約100人参加 | 行政機能再配置検討 市民委員会の中間報告 をもとに、市民からの意 見・疑問に答える意見交 換会を実施。  |
| 平成18年10月2日～ 10月17日 | 地域別懇談会 ○全16か所、市民約560 人参加 | 総合計画基本構想案に関する懇談会の中で、本 庁舎移転の考え方を説明。 |
| 平成18年12月25日 | 市議会 | 中心市街地への本庁舎移転が盛り込まれた「長 岡市総合計画基本構想」を可決。 |

| 年月日 | 検討の組織等 | 検討の概要 |
|-------------------------------------|--|--|
| 平成19年1月22日～ 2月13日 | 市政懇談会 ○全6か所、市民約860人参加 | 中心市街地への本庁舎移転をテーマに懇談会を実施。  |
| 平成19年2月5日 (平成18年11月～19年1月まで4回開催) | 中心市街地構造改革会議 ○会長：田村巖 長岡商工会議所会頭 ○市民・有識者など14名で構成) | まちづくりの観点から、本庁舎の配置を検討し、「厚生会館地区、大手通中央地区市街地再開発事業地区、大手通表町地区市街地再開発事業予定地区へ集約配置すべき」との意見書を提出。  |
| 平成19年2月22日 | 市議会 | 本庁舎の位置を現在の「幸町2丁目1番1号」から厚生会館が立地する「大手通1丁目4番地10」に改める「長岡市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」を可決。  |

(2) 「新しい市役所の実現」に関する検討

ここが重要! 市民代表から数多くの貴重な意見・提案を受けました

○本市では、平成19年5月より、「市民が求める新しい市役所の実現」をテーマに、市民・有識者で構成する「長岡市新しい市役所検討市民委員会（以下「市民委員会」という）」を開催するとともに、全庁的な検討組織を立ち上げ、活発な議論を交わしてきました。



市民委員会の様子

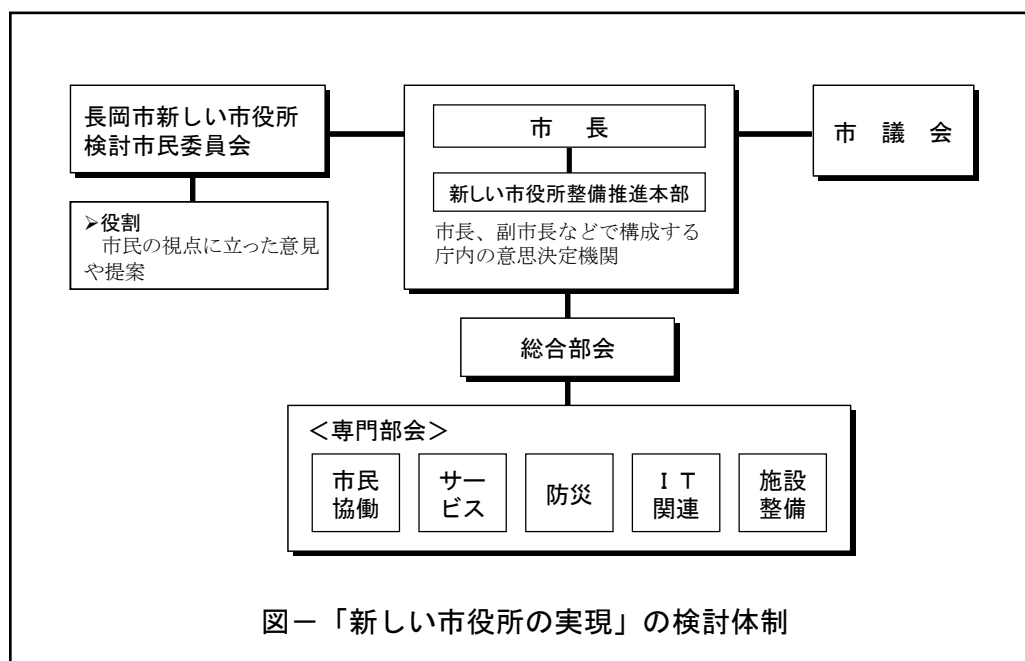
○計10回に及んだ市民委員会からは、新しい市役所の目指すべき姿や中心市街地における配置、職員の意識改革の重要性など、今後の本市にとって、貴重な意見・提案が数多く出されました。

○平成19年12月6日に市民委員会から、それまでの意見・提案の骨子をまとめた中間報告が市長へ提出されました。それを受けて市では、市政だよりなどで中間報告に関する意見を広く募集しました。



中間報告の提出

○市民委員会では、この中間報告に寄せられた市民からの意見などを踏まえさらに検討を重ね、平成20年 月 日に市民委員会の最終報告をまとめました。



図一 「新しい市役所の実現」の検討体制

3. 今後のまちづくりの方向性

(1) 市民協働型シティホールの整備

ここが重要! **市民協働型シティホールは、国から
全国一の評価を受けた取り組みです**

○「市民協働型シティホール（以下、「シティホール」という）」は、中心市街地に「公会堂（アリーナ）」、「屋根付き広場」、「本庁舎」という施設を三位一体で整備することで、市民・議員・職員が垣根を越えて日常的に交流し、情報交換しながら協力関係をつくるとともに、あらゆる世代の多様で自発的な活動に供する場の創出を目的とするものです。



まち交大賞の受賞式

○このアイデアが高い評価を得て、平成19年6月、本市は、全国1,089のまちづくり計画の頂点に立つ、まち交大賞^{注4)}の最高賞「国土交通大臣賞」に選ばれました。

○通常、本庁舎の整備に国の補助金は活用できませんが、中心市街地におけるにぎわいの創出という観点から、国の補助を受けることができるため、市の負担を大幅に減らすことが可能となりました。



注4) まち交大賞

「まち交大賞」は、地域が主役の個性あふれるまちづくりを推進するための国の補助制度である「まちづくり交付金」を活用した計画の中から、特に優れた取り組みを表彰し、受賞地区の事例を全国に紹介することで、本制度を活用したまちづくりの一層の推進を目的とした取り組みです。

(2) 市民の「ハレの場」となる新しい顔づくり

ここが重要! シティホールを核に、
新しい長岡の顔づくりに総力を挙げて取り組みます

- 「長岡市中心市街地都市再生整備計画（計画期間：平成18～22年度）」では、郊外に分散した都市機能のまちなか回帰の促進と未曾有の被災経験から「防災性と利便性の高い中心市街地の創造」を目標としています。
- この計画では、目標を達成するための取り組みの柱として、誰もが集まりやすい中心市街地に市役所の本庁機能を適正配置することにより、より利便性の高い市役所を整備するとともに、「市役所に行くついでにまちなかでちょっと……」という、ついで効果による「まちなかのにぎわい創出」をも狙った全国初の「まちなか市役所」の実現を掲げています。
- 本市では、現在、市民・事業者のご理解とご協力のもと、シティホールを核とした新しい長岡の顔づくりに取り組んでいます。



図一長岡市中心市街地都市再生整備計画の概要

II. 新しい市役所の基本的な考え方

1. 新しい市役所のあり方

ここが重要! 「ひとの和と輪が広がる市役所」を目指します

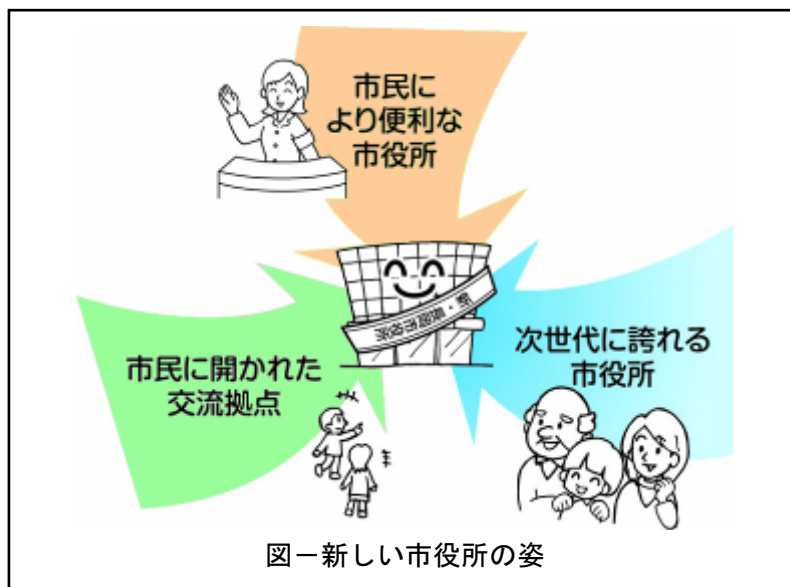
本市では、厚生会館地区に整備するシティホールを核に、にぎわいにあふれたまちなかの再生を目指すとともに、市民・議員・職員の垣根を取り払った、お互いのこころが通い合う市役所を目指します。



※図は仮置き。「ひとの和と輪が広がる市役所」をイメージするイラストを作成し、差し込む予定

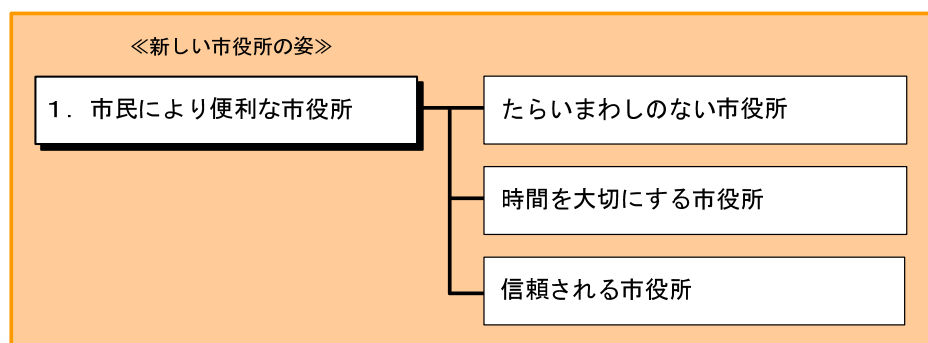
2. 新しい市役所の姿と基本的な方向性

新しい市役所のあり方を実現するための具体的な姿として、「市民により便利な市役所」、「市民に開かれた交流拠点」、「次世代に誇れる市役所」を掲げるとともに、これらの実現に向けた基本的な方向性を次のとおり定めます。



(1) 市民により便利な市役所

- 新しい市役所では、来庁者が目的に応じてどこに行けばよいのかすぐにわかる総合案内の強化、利用者が多いサービスや手続きが関連する窓口の集約によるたらいまわしの防止徹底、きめ細やかな相談体制の充実などを通じ、より「親切で早く、わかりやすい」市民本位の便利なサービスを目指します。
- 職員一人ひとりの資質向上と正確かつ迅速な事務処理を徹底し、市民からの信頼を深め、より身近に感じていただける市役所を目指すとともに、IT（情報技術）を有効活用し、より効果的かつ効率的な行政事務を推進します。

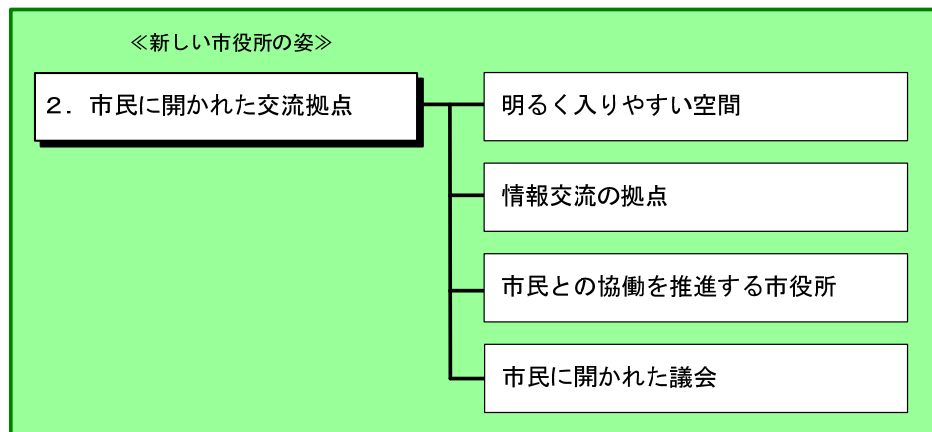


(2) 市民に開かれた交流拠点

○新しい市役所では、より多くの市民に市政に対する関心を持っていただけるよう配慮します。例えば、「ふらっと入りたくなるようなロビーがある」、「市政はもちろん、地域のイベントや市民活動などのさまざまな情報を得られるラウンジがある」、「傍聴しやすい雰囲気の議場がある」など、明るく入りやすい、開かれた空間や雰囲気づくりに積極的に取り組みます。

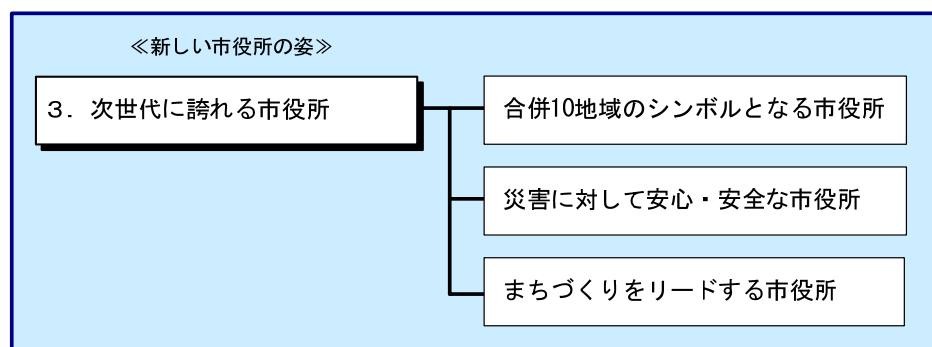


○さらに、「市民・議員・職員が気軽に情報を交換し、同じ目線でまちづくりを語り合う」、そして「お互いの持ち味を存分に発揮し、協働でまちづくりに取り組む」といったように、市民との協働をより積極的に推進する交流拠点を目指します。



(3) 次世代に誇れる市役所

○新しい市役所は、未曾有の災害を乗り越え、10地域が合併して大きく成長した新・長岡市のシンボルです。このため、「日本一災害に強いまち」にふさわしい防災性、高齢社会や環境問題に対応し、かつ魅力的なまちづくりを積極的にリードする先進性、さらに、将来への負担や維持管理コストを最小限に抑える経済性を兼ね備えた、次世代に誇れる市役所を目指します。



3. 新しい市役所の配置の考え方

わかりにくく不便な形で分散している現在の本庁機能を、シティホールをはじめ、中心市街地の数箇所へ集約配置し、多くの市民が集まりやすく利用しやすい、新しい市役所を目指します。

(1) 本庁組織の配置について

市街地再開発事業を促進し、中心市街地の活性化に貢献すること、開かれた市役所を実現し、市民との一体感を強めること、市の財政負担を最小限に抑えることなどの効果が見込まれるため、次の方針に基づき、本庁機能（組織）を中心市街地に集約配置します。

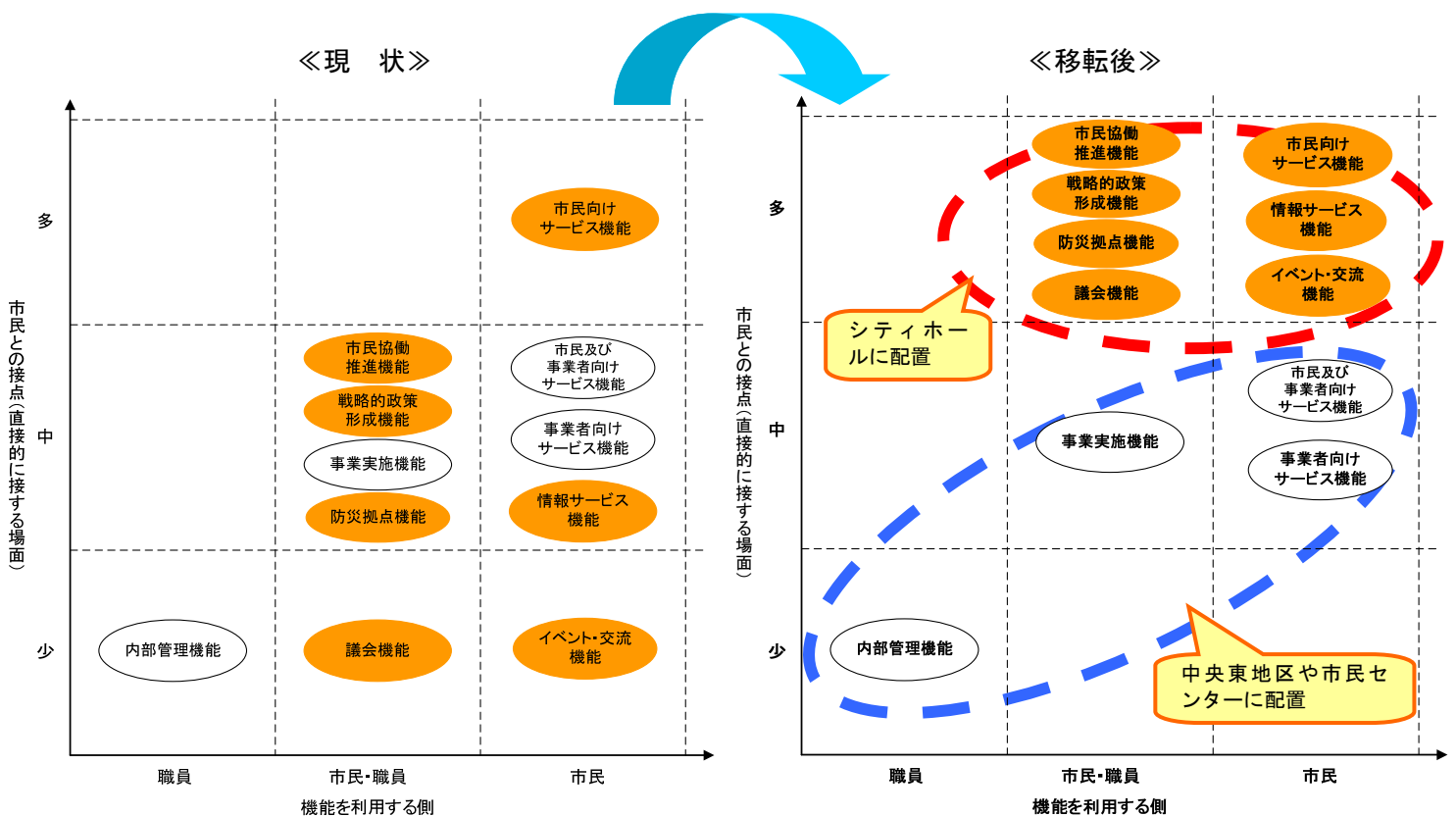
- ①本庁機能（組織）を中心市街地のシティホール、中央東地区、市民センターに配置します。
- ②市民センターに配置する機能は、将来的に大手通表町地区市街地再開発事業予定地区に移転することを基本にします。
- ③市民が利用しやすいよう、申請・届出などの手続きや相談の窓口をシティホールに配置するほか、業務特性などに配慮した適切な機能割り（組織配置）を行います。

(2) 中心市街地における配置の考え方

- 現在、市役所の本庁機能は次表に示すように、「市民向けサービス機能」や「事業者向けサービス機能」など、大きく11種類に分類できます。
- 便利で垣根のない開かれた市役所を実現するためには、窓口サービスを利用しやすくするとともに、市民と議員・職員、市民と市民が日常的に互いの顔が見えやすい関係づくり、お互いの接点（直接的に接する場面）を増やすことができるような、本庁機能の配置が求められます。
- このような視点に基づき、市民との接点の多さと、機能の利用者別で分類すると、本庁機能の現在の状況は、15ページ下部の図の左側（現状）のように整理できます。
- 中心市街地への移転にあたっては、市民の利用が多い「市民向けサービス機能」はもちろんのこと、多くの市民に利用してもらいたい、または市民との接点を増やしたい図中の橙色で示した機能（「イベント・交流機能」、「情報サービス機能」、「議会機能」など）を、多くの市民が最も行きやすく、立ち寄れるシティホールに優先的に配置します。

表一本庁機能の種類

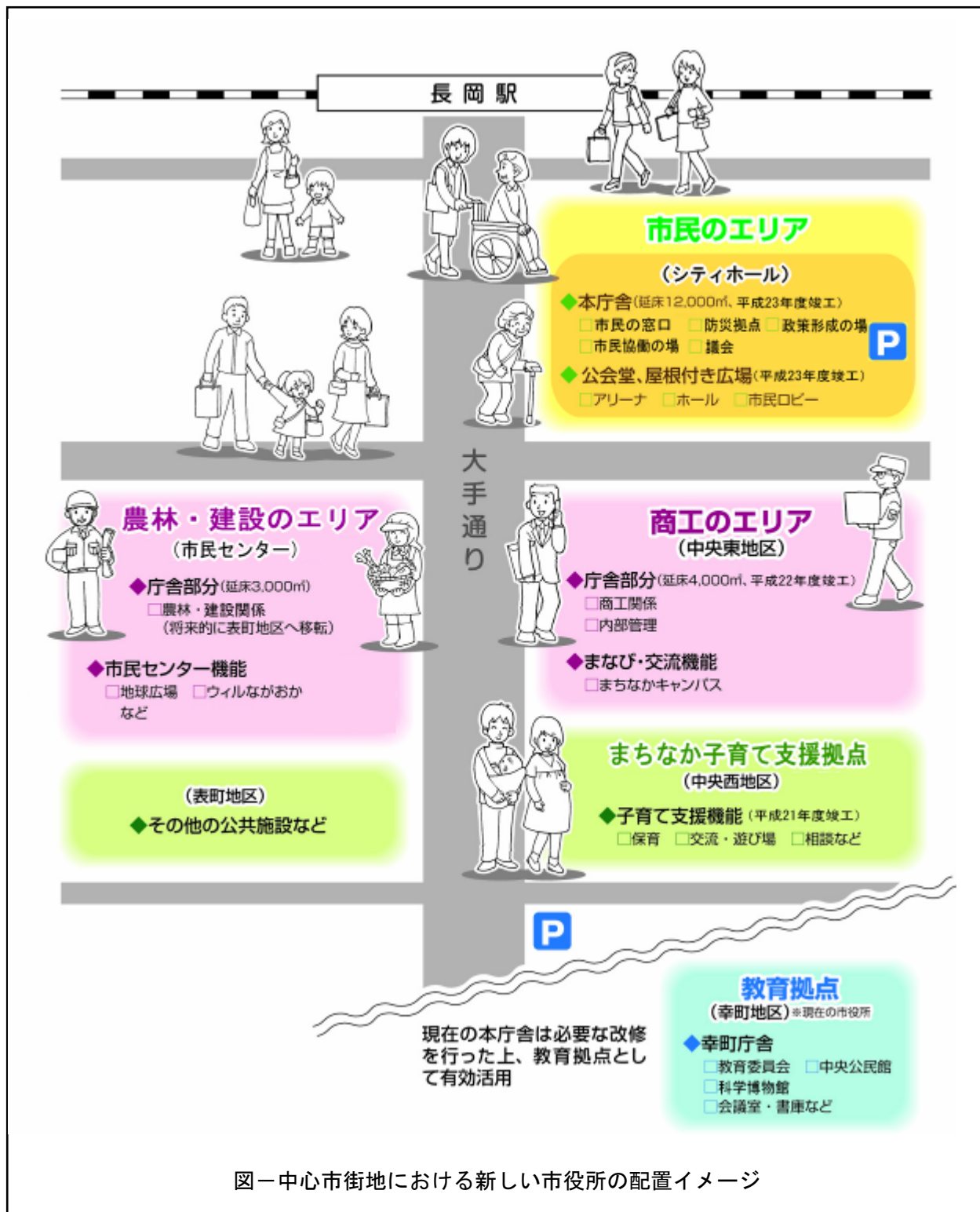
| 機能名 | 機能の内容 |
|------------------|--|
| ①市民向けサービス機能 | 戸籍・住民異動・税金・福祉・教育など、主として一般の市民を対象に、証明書の発行や申請・届出の受付、相談等に応じる機能 |
| ②事業者向けサービス機能 | 産業振興・制度融資など、主として事業者を対象に、各種申請・届出の受付や相談等に応じる機能 |
| ③市民及び事業者向けサービス機能 | 建築・土木など、市民及び事業者の両方を対象に、各種申請・届出の受付や相談等に応じる機能 |
| ④市民協働推進機能 | 市民や自治会・市民活動団体等と連携を図りながら、協働でまちづくりに取り組む機能 |
| ⑤イベント・交流機能 | 表彰式・壮行会など「ハレの行事」を開催し、市民と職員、市民と市民の交流を深め、一体感を醸成する機能 |
| ⑥情報サービス機能 | 市民や自治会・市民活動団体、来街者などに向け、各種情報の収集・提供を行う機能（広報広聴を含む） |
| ⑦防災拠点機能 | 災害予防及び減災対策に関連する業務を行うとともに、災害時には災害対策本部として司令塔の役割を果たす機能 |
| ⑧議会機能 | 本会議や委員会の開催及びこれらの運営に関連する業務を行う機能 |
| ⑨事業実施機能 | 市政が抱えるさまざまな課題に対応した事業を実施する機能 |
| ⑩戦略的政策形成機能 | 地方分権を担う基礎的自治体として、長岡市全体に関わる戦略的かつ総合的な政策の立案・調整等を行う機能 |
| ⑪内部管理機能 | 人事・財政・財産の管理など、主として内部管理向けの業務を行う機能 |



図一本庁機能と市民との接点の関係

(3) 中心市街地における新しい市役所の配置イメージ

○14、15 ページで示した考え方に基づき、本庁機能を次の図に示すとおり、「市民のエリア（シティホール）」、「商工のエリア（中央東地区）」、「農林・建設のエリア（市民センター）」に集約配置します。



《市民のエリア（シティホール）》

- シティホールには、市民向けサービス機能、市民協働推進機能、イベント・交流機能、情報サービス機能、防災拠点機能、議会機能、戦略的政策形成機能を集約配置します。
- シティホールは、市民・議員・職員が垣根を越え、日常的に交流しながら、しっかりとした信頼・協力関係を築く協働の拠点であり、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が多様で自発的な活動が行える「ハレの場」の中心となります。
- シティホールでは、住民票をはじめとする証明書の受け取り、転入や転出などの申請・届出、個別の相談など、多くの市民が1箇所で短時間に必要な手続きを済ませることができるよう、市民の利用頻度の高い窓口サービスを低層階にまとめて配置します。（*窓口サービスの詳細は19～26ページを参照）



図-シティホールの整備イメージ

《商工のエリア（中央東地区）》

- 大手通中央東地区市街地再開発事業地区で新たに整備されるビルの一部を「商工のエリア」に位置付け、商工業関連の事業者向けサービス機能や事業実施機能、市役所の内部管理機能を集約配置します。
- 同ビル内には学びと交流をテーマとする「まちなかキャンパス」、隣接する大手通中央西地区市街地再開発事業地区には、保育機能や遊び場機能などを兼ね備えた「まちなか子育て支援拠点」を配置します。



図-中央東地区の整備イメージ

《農林・建設のエリア（市民センター）》

- 現在の市民センターは「農林・建設のエリア」に位置付け、市民及び事業者向けサービス機能として、農林水産業及び土木・建築関連のサービスと事業実施機能を集約配置します。なお、これらの機能は将来的に表町地区市街地再開発事業予定地区へ移転することを基本とします。
- 「地球広場」や「ウィルながおか」など、現在、市民センターが有する一部の機能は、引き続き現在の場所に残します。



市民センター

《教育拠点（幸町地区）》

- 幸町地区に立地する現在の本庁舎は、耐震補強^{注5)}など必要な改修を十分に施した上、教育委員会のほか、老朽化が著しい柳原分庁舎から中央公民館や科学博物館などを移転させ、教育拠点として引き続き有効活用します。

注5) 教育拠点に必要な耐震補強について

- *本庁舎のように災害時に司令塔の役割も果たす官庁施設と、教育拠点として利用されるような官庁施設に求められる耐震性能は異なります。
- *国の基準では、大地震後、前者は「構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている」、後者は「構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている」とされており、人命の安全確保の面で差はありません。

Ⅲ. 「新しい市役所の姿」の実現に向けた取り組み

1. 「市民により便利な市役所」の実現に向けて

(1) たらいまわしのない市役所

市民と職員の最も基本的な接点であり、「市民により便利な市役所」の第一印象を決定付ける窓口サービスについて、市民にとってわかりやすく、利用しやすい窓口を構築します。

《窓口サービスの現状》

○市役所の本庁組織で提供している窓口サービスは、受け手によって「市民向けサービス」、「事業者向けサービス」、「市民及び事業者向けサービス」に大別できます。平成19年4月現在の窓口サービス数は1,020メニュー、処理件数は平成18年度実績で約73万件に上っています。

表一 窓口サービスの分類、メニュー数及び処理件数

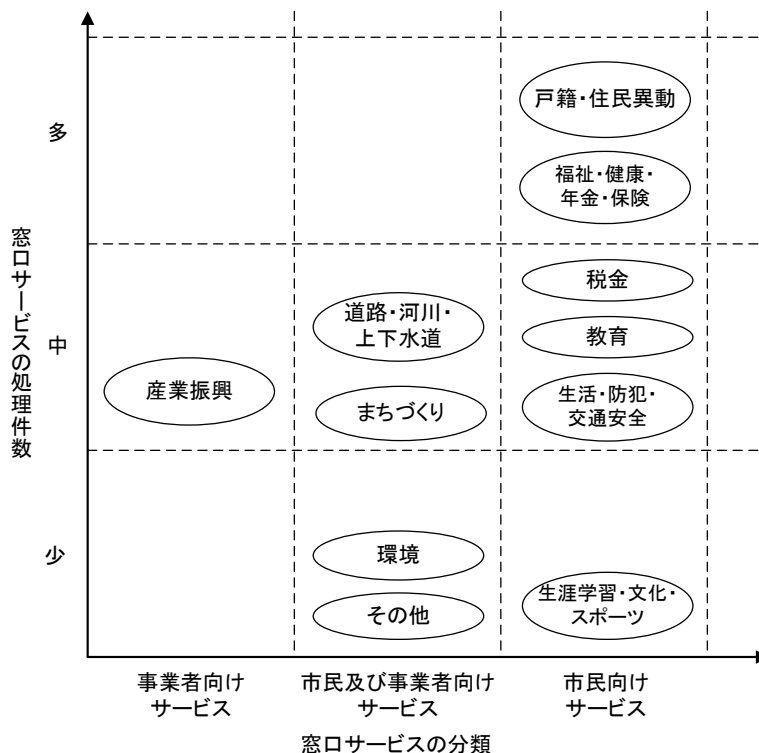
| 大分類 | 中分類 | メニュー数 | | 小分類 | 代表的なサービスの内容 |
|---|-------------|--------|---------|-------------------------|---------------------------------|
| | | メニュー数 | 処理件数 | | |
| ①市民向けサービス ・メニュー数 619 ・処理件数 604,040 | 戸籍・住民異動 | 182 | 271,254 | 戸籍 | 出生届・婚姻届・離婚届・死亡届の受付、戸籍謄本・戸籍抄本の発行 |
| | | | | 住民異動 | 転入届・転出届・転居届の受付、住民票の発行 |
| | 税金 | 60 | 74,258 | 税金 | 所得税・住民税の申告相談、所得(課税)証明書の発行 |
| | 福祉・健康・年金・保険 | 298 | 205,569 | 福祉 | 児童手当・老人保健受給資格認定の申請受付、身体障害者手帳の交付 |
| | | | | 健康 | 総合健診・各がん検診の申込受付、乳幼児医療費助成の申請受付 |
| | | | | 年金 | 国民年金加入届・国民年金種別変更届の受付 |
| | 生活・防犯・交通安全 | 38 | 12,008 | 保険 | 要介護認定の申請受付、国民健康保険料の納付受付 |
| | | | | 生活 | 一般旅券・町名変更証明書の交付 |
| 教育 | 29 | 40,498 | 防犯 | 防犯灯設置補助金・防犯灯電気料補助金の申請受付 | |
| | | | 交通安全 | 交通安全教材(信号機・標識等)の貸出し | |
| 生涯学習・文化・スポーツ | 12 | 453 | 教育 | 転入学校指定通知書の交付、就学援助費の申請受付 | |
| | | | 生涯学習等 | 各種講座・イベント等に関する問い合わせ受付 | |
| ②事業者向けサービス ・メニュー数 72 ・処理件数 18,017 | 産業振興 | 72 | 18,017 | 産業振興 | 中小企業向け融資の申請受付、農地基本台帳の閲覧・交付 |
| ③市民及び事業者向けサービス ・メニュー数 329 ・処理件数 109,985 | 環境 | 27 | 4,334 | 環境 | 公害に関する苦情の受付 |
| | まちづくり | 62 | 12,270 | まちづくり | 土地利用法規制に関する問い合わせ受付、建築確認申請の受付 |
| | 道路・河川・上下水道 | 83 | 66,211 | 道路 | 道路占用許可・使用許可申請の受付 |
| | | | | 河川 | 法定外公共物境界立会申請の受付 |
| | その他 | 157 | 27,170 | 上下水道 | 水道料金・下水道使用料の領収、下水道使用開始届の受付 |
| その他 | | | その他 | 市議会の傍聴受付 | |
| 合計 | | 1,020 | 732,042 | — | — |

*メニュー数は平成19年4月現在、処理件数は平成18年度の実績値です。

*処理件数は、各課相談業務の結果、手続きに至らなかったものを除きます。

Ⅲ. 「新しい市役所の姿」の実現に向けた取り組み

- 窓口サービスの内容は、証明書の発行や申請・届出など通常は手続きにさほど時間がかからない一般的なものと、許認可や融資など手続きに時間がかかる専門的なものまで多岐にわたっています。
- 窓口サービスの内容と受け手の関係は、一般的なサービスの受け手の多くは市民、専門的なサービスの受け手の多くは事業者（市民の代行を含む）という傾向にあり、「戸籍・住民異動」のように不特定多数の市民が利用する一般的なサービスほど処理件数は多くなっています。



図一 窓口サービスの分類と処理件数

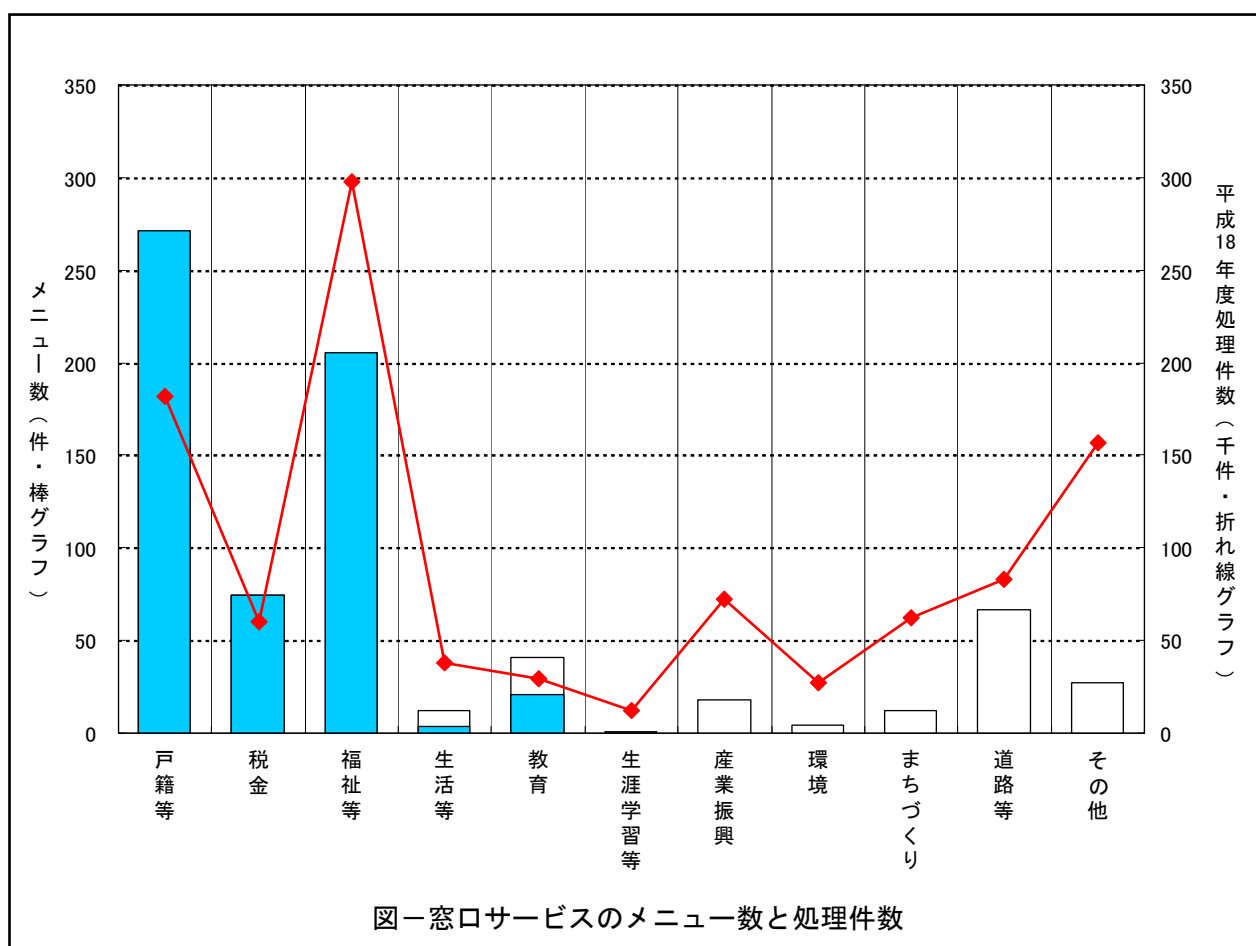
- 現在、幸町にある本庁舎では、窓口を各課（室）がそれぞれ設け、各フロアに点在しているため、例えば市民が住民票と所得証明書の交付を受けたい場合には、1階と3階に足を運ばなくてはならないなど、たらいまわし^{注6)}が生じる場合があります。

注6) たらいまわし

ここでの「たらいまわし」とは、転入や転出などの手続きの際、フロアの異なる複数の窓口に出向かなければならない場合、案内等が不十分なため、複数の窓口で同じようなことを尋ねられたりする場合などを指します。

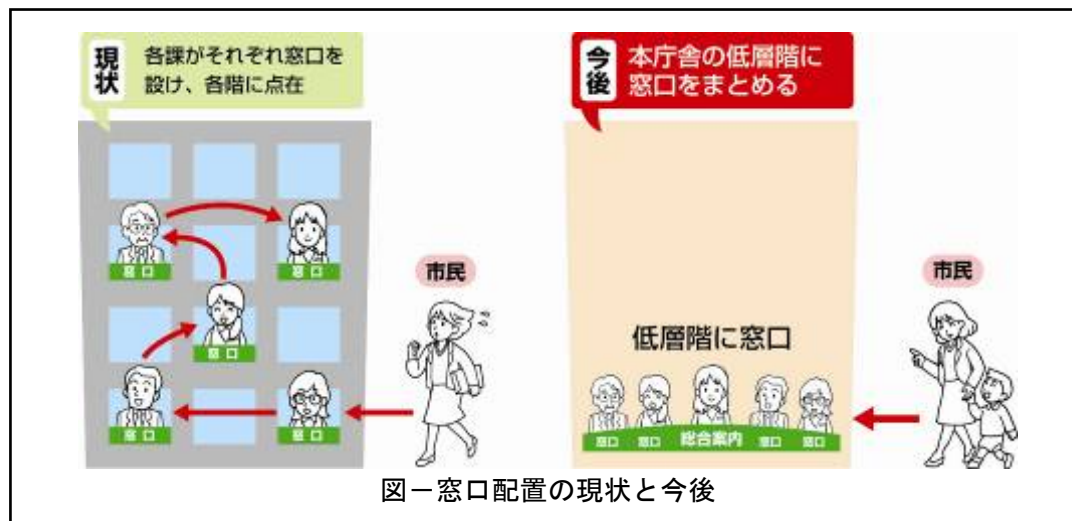
市民に身近な窓口サービスをシティホールに集約

- 「戸籍・住民異動」、「税金」、「福祉・健康・年金・保険」など、市民にとって身近でかつ処理件数の多い窓口サービスは、シティホールで提供し、たらいまわしのない市役所を実現します。
- あわせて、「生活・防犯・交通安全」及び「教育」のうち、例えば「一般旅券（パスポート）の交付」や「転入学校指定通知書の交付」のように、「戸籍・住民異動」と関連の深い窓口サービスもシティホールで提供します。
- これにより、メニュー数では54.6%（557メニュー）、処理件数では78.4%（574,153件）の窓口サービスが、多くの市民が最も行きやすく、立ち寄れる「市民のエリア（シティホール）」で受けられるようになります。



シティホールの窓口サービスは低層階にまとめてスッキリと配置

- シティホールに初めて訪れた市民でも迷うことのないよう、窓口サービスの提供場所を低層階にまとめ、受け手にとってわかりやすく、スッキリした配置にします。



市役所コンシェルジュ^{注7)}による総合案内サービスの強化

- 市民に身近な窓口サービスを提供するシティホールでは、転入・転出、結婚・出産などの際に必要な手続きや利用できる制度を総合的に案内します。

窓口サービスをサポートするフロアマネージャー

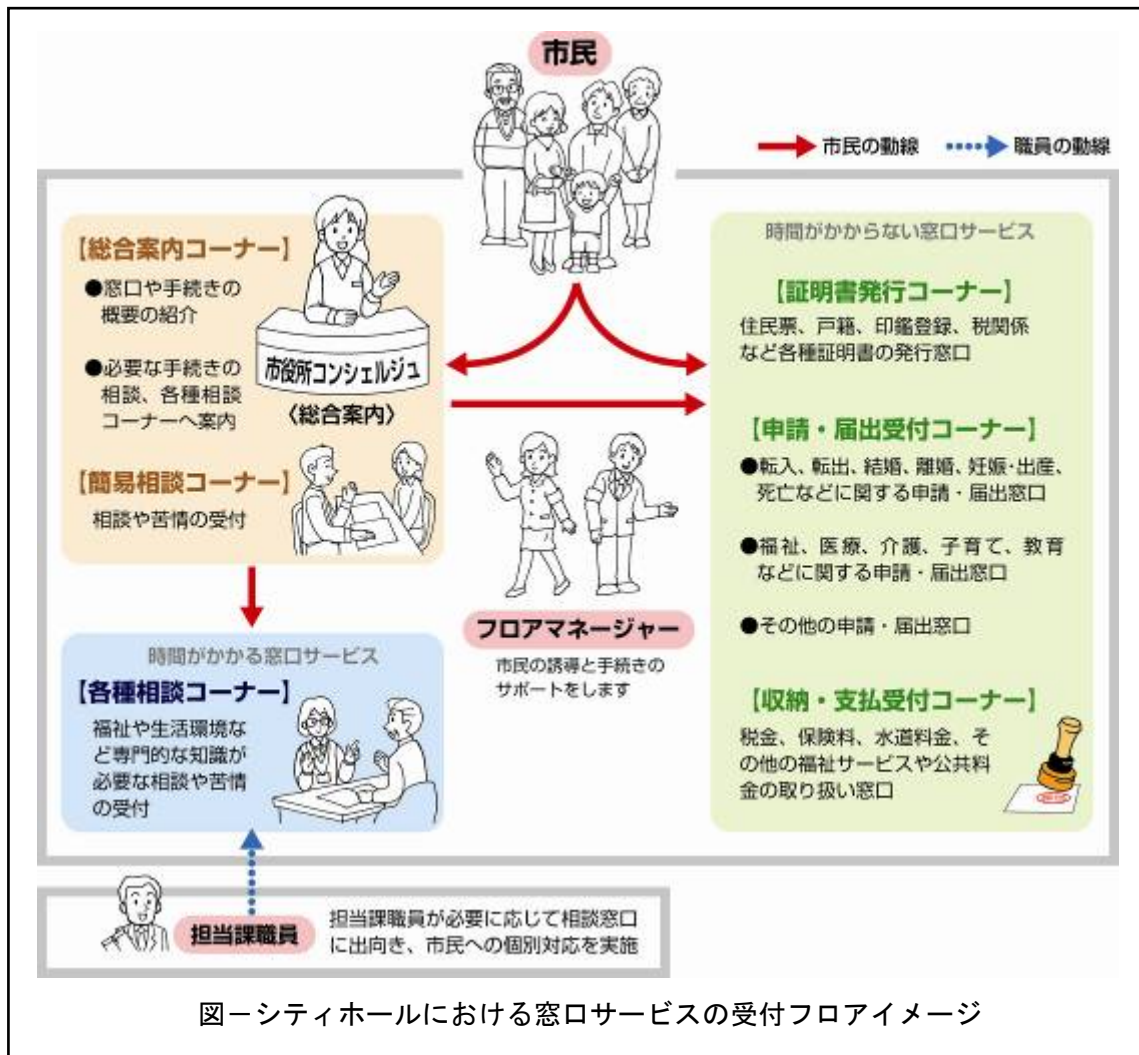
- シティホールでは、市民が目的の窓口にスムーズに着くことができるよう誘導したり、証明書の請求や申請・届出書類の記入などをきめ細やかにサポートする「フロアマネージャー」を配置し、より一層わかりやすく、信頼される窓口サービスを提供します。

市民を歩かせず、職員が出向き相談に対応

- 専門的な知識を必要とする個別相談は、これまでのように市民に担当課へ行ってもらうのではなく、担当課の職員自らが相談窓口へ出向き、きめ細やかに対応します。

注7) 市役所コンシェルジュ

コンシェルジュとは、フランス語の「案内人」をいい、ホテルなどでお客様からのさまざまな要望に応えるサービス提供係のことを意味します。ここでは、市役所で必要となる手続きや制度を総合的に案内する人を指します。



シティホールと同様にわかりやすく、利用しやすい窓口サービス

○証明書の受け取りや申請・届出などの手続きを、市民ができるだけ身近な場所で済ませることができるよう、各支所における窓口サービスを強化するとともに、支所を含めたその他の庁舎においても、わかりやすく利用しやすい窓口を追求します。

(2) 時間を大切にする市役所

市民が利用目的に応じたサービスを的確かつ速やかに受けることができるよう、きめ細やかな対応を推進するとともに、IT（情報技術）を効果的かつ効率的に活用し、時間を大切にする市役所を目指します。

待ち時間・待たされ感の軽減

○現行の本庁組織の枠組みにこだわらず、窓口サービスを証明書発行のように時間がかからないものと、福祉や生活環境に関する個別相談のように時間がかかるものに仕分けした上、それぞれの提供場所をまとめてスッキリさせ、市民の待ち時間や待たされ感を軽減します。



一目でわかる案内表示

○窓口カウンターの表示や案内板を大きく見やすい位置に設けるとともに、文字や色、シンボルマークなどを組み合わせ、市民が一目で目的の場所を見分けられるようにします。



目的別に色分けした窓口
(愛媛県松山市の事例)



わかりやすい案内表示
(東京都東久留米市の事例)

○あわせて、点字や音声による誘導、多言語での表示など、障害のある方、外国の方にもわかりやすい案内表示を行います。

さまざまな創意工夫を凝らした窓口サービス

○日中は仕事や子育てに忙しい方々など、より多くの市民が安心してサービスを受けられるようにするため、複数の手続きをまとめた申請書の簡略化、窓口の平日夜間の時間延長や土日・祝日の開庁など、さまざまな創意工夫を凝らした窓口サービスの提供方法を検討します。

インターネットで行政手続きができる「電子申請サービス」の拡充

- これまで窓口に出向く必要があった申請・届出や施設予約などの手続きを、24時間いつでも、インターネット（パソコン・携帯電話）からオンラインで行える「電子申請サービス」を拡充します。
- 電子申請サービスの利便性をさらに向上させるため、電子個人認証（住民基本台帳カードなど）の活用と普及について検討します。

公共料金の支払窓口を拡大

- 市民が自宅近くのコンビニで支払いができる公共料金や行政手数料などの種類を拡充します。また、クレジットカードなどを利用した電子納付の導入を検討します。

証明書自動交付機の設置の検討

- 銀行などのATM（現金自動預払機）と同じように、土日・祝日や夜間でもカードと暗証番号で証明書を簡単に受け取ることができる、証明書自動交付機の設置を検討します。

気軽に問い合わせができる「コールセンター」の検討

- 市民からの問い合わせ窓口を一元化し、制度や手続き、イベント、施設などの市政情報や生活情報を電話、メール、FAXなどにより、土日・夜間でも利用できる「コールセンター」の導入を検討します。

庁舎間の連携とインターネット接続サービスの提供

- 来庁者からの問い合わせや相談などに対し、より迅速で正確な事務処理を行うため、本庁と支所を接続するテレビ電話を積極的に活用し、連携を強化します。
- 来庁者のパソコンなどからインターネットを利用できる公衆無線LAN（ホットスポット）接続サービスの提供を検討します。

(3) 信頼される市役所

心の行き届いた窓口サービスの提供を通じ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の方々、さらに障害をお持ちの方や外国の方に至るまで、より多くの市民から信頼され、身近に感じていただける市役所を目指します。

来庁者をきめ細やかにサポート

○シティホールでは、市役所コンシェルジュやフロアマネージャーを常時配置することで、わかりやすく信頼される窓口サービスを提供します。

プライバシーに配慮した窓口対応

○プライバシーにも十分配慮した窓口サービスを提供するため、仕切りの付いたカウンターや個別相談室などを適切に配置するとともに、個人情報保護の徹底を図ります。



プライバシーに配慮した窓口
(東京都千代田区の事例)

「もてなしの心」の徹底や接客スキルの向上

○すべての職員に来庁者への「もてなしの心」を徹底させるとともに、接客スキルの向上を目的とする接遇研修やより正確で迅速な事務処理を目的とする実務研修を強化します。

より安全で質の高い行政サービス

○情報の漏えいや不正アクセスの防止などのセキュリティ対策を徹底し、より安全で質の高い行政サービスを提供します。



2. 「市民に開かれた交流拠点」の実現に向けて

(1) 明るく入りやすい空間

シティホールに、市民が気軽に待合せをしたり、語らい、くつろげるような明るく入りやすいロビーを設けます。また、さまざまな行事や市民主体のイベントなどに利用できる「ハレの場」として、屋根付き広場を積極的に活用します。

市民が気軽に語らい、くつろげるロビーの設置

- 市民が気軽に待ち合わせや話し合いに利用できる、明るい雰囲気のあるロビーや喫茶コーナーを設けます。
- ロビーは、市民ギャラリーやNPO^{注8)}の活動紹介など、多目的なスペースとして活用できるとともに、隣接する屋根付き広場と一体的な利用が可能となるよう、施設面での工夫を検討します。



明るい雰囲気のあるロビー
(東京都東久留米市の事例)

屋根付き広場の積極活用

- 屋根付き広場は、ミニコンサートやフリーマーケット、地域の伝統文化の紹介、特産品の販売など、市民主体のさまざまなイベントが開催できる「ハレの場」として、積極的に有効活用します。
- さまざまなイベントに柔軟に対応できるよう、屋根付き広場には電源、水道、音響設備、ステージ、大型ビジョンなどの設置を検討します。

注8) NPO

民間非営利団体 (Non Profit Organization) のことであり、継続的、自発的に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体の総称を指します。

(2) 情報交流の拠点

シティホールに行政情報はもとより、NPO・市民活動団体の取り組みの紹介、地域の観光・イベント情報など、さまざまな情報を受発信できるラウンジや本市の魅力をPRするためのコーナーを設けます。

さまざまな情報を受発信できる情報ラウンジの充実

- NPO・市民活動団体の取り組みやイベントの紹介、行政・議会・地域からのお知らせ、観光・レジャーに関する情報など、さまざまな情報を受発信できるラウンジを設け、市民・議員・職員・来街者の交流をしっかりと支えます。
- 行政や議会等に関する多様な情報をモニター設備などで発信するときには、障害者への伝達方法に工夫を凝らします。
- 情報ラウンジは、屋根付き広場での各種イベント時において一体的に利用できるスタジオ機能を持たせるなど、多目的な利用が可能となるような機能の導入を検討します。

長岡の魅力を発信する案内人や市のPRコーナーの設置

- より多くの人々の交流を促すとともに、本市の魅力を外に向け積極的にPRするため、来街者に心を込めて対応する案内人の配置や観光・レジャー案内、特産物の展示・販売などを検討します。

(3) 市民との協働を推進する市役所

シティホールに、市民・議員・職員がそれぞれの持ち味を発揮しながら、同じ目線で語り合うことができるオープン型協働スペースを設けるとともに、屋根付き広場の運営に民間のノウハウを生かすなど、市民協働の拠点にふさわしい施設の整備や体制づくりを検討します。

市民が気軽に利用できるオープン型協働スペースの設置

- 協働を実践する場として、市民と職員、市民と議員、市民と市民などが、さまざまな課題やまちづくりについて、気軽に意見交換ができるオープン型の協働スペースを設けます。



- オープン型の協働スペースは、市民が利用しやすいようできるだけ低層階に集約するほか、市民と職員がともに利用できる打ち合わせスペースを各フロアに配置します。

民間のノウハウを取り入れた屋根付き広場の運営

- 屋根付き広場は、多くの市民が気軽に利用できるよう、利用目的・時間・料金などの面で自由度が高くなるように十分配慮するとともに、さまざまな演出や企画を通じ、より魅力的な場とするため、民間のノウハウの活用を検討します。

ハード・ソフトの両面から、市民の自主的なまちづくり活動をサポート

- シティホールに市民協働センター機能をおき、これまで市民センターで培ったノウハウを生かしながら、市民の自主的なまちづくり活動や団体間交流などをきめ細やかにサポートする体制を拡充し、市民協働をより積極的に推進します。
- 市民の自主的なまちづくり活動に使えるスペースを確保するとともに、市民活動団体の利用が多い夜間・休日には、行政の会議室についてもセキュリティに配慮し開放するよう検討します。

(4) 市民に開かれた議会

市民の意見・要望をしっかりと把握し、より多くの市民が納得できる政策形成に資するため、議員の顔が見えやすい、市民に開かれた議会を目指します。

議会関連施設をシティホールに配置

- 議会の独立性に十分配慮しつつ、より多くの市民が傍聴しやすいよう、議場や委員会室などの議会関連施設は、シティホールに配置します。また、議員が十分な調査研究活動を行えるよう諸機能を充実させます。

市民との距離を近づける傍聴席

- 議場について、傍聴席はできるだけ多く確保するとともに、議員席との高低差を少なくするなど、市民との距離を近づける工夫を施します。さらに、議会や委員会の様子をロビーなどで実況中継し、来庁した市民が気軽に見られるようにします。

議場などの有効活用

- 市民との接点を増やし、より身近で親しまれる議会となるよう、議会の開催に支障をきたさないことを大前提に、議場などの有効活用を検討します。

3. 「次世代に誇れる市役所」の実現に向けて

(1) 合併 10 地域のシンボルとなる市役所

合併 10 地域のシンボルとして永く市民に愛され、次の世代に引き継がれるよう、人や環境に対するやさしさに満ち、かつ将来的なコスト負担を最小限に抑えることのできるスリムな庁舎を築きます。また、長岡の歴史や伝統文化を感じられるように配慮します。

すべての人にやさしい庁舎

- 「新潟県福祉のまちづくり条例^{注9)}」に定められた基準を満たすだけでなく、より安全で快適に利用できる庁舎を実現します。

わかりやすく、使いやすい施設配置

- 窓口カウンターや会議室、トイレ、エレベーターなど、多くの人が利用する施設は、来庁者の流れに配慮したわかりやすく、使いやすい場所に配置にします。

気配りが行き届いたスペースの設置

- 乳幼児を連れて来庁の方でも安心して来庁できるよう、授乳・オムツ交換のためのスペースや、子どもを遊ばすことができるような場所を設けます。また、内部が広く、手すりやベビーシートなどが装備された多機能トイレなどを配置します。

働きやすい執務環境の確保

- より効率的な行政事務をサポートする観点から、職員が働きやすいスッキリとした執務空間や収納スペースの確保、福利厚生面での配慮を行います。

新エネルギーの活用を検討と省エネルギー対策

- シティホールの整備にあたっては、「コージェネレーションシステム^{注10)}」などの導入を検討するほか、雨水の再利用など、さまざまな省エネルギー対策に取り組めます。

まちなかの利点を生かしたスリムで効率的な庁舎の実現

- 公会堂や近隣の民間ビルなど、まちなかにある他の施設の利用を視野に入れ、行政の会議室は極力少なく抑え、限られた庁舎スペースを有効に活用します。
- 周辺に多数の飲食店が立地していること、市民と職員の日常的な接点をできるだけ増やし、垣根のない市役所を実現すること、にぎわい創出への波及効果などの観点から、職員向けの食堂は設けないこととします。

維持管理がしやすく、将来的な更新や補修にも柔軟に対応

- シティホールの整備にあたっては、建物の長寿命化や維持管理のしやすさ、さらに将来的な施設・設備の更新や補修にも柔軟に対応できるように配慮します。

組織の変化などに柔軟に対応できる案内表示

- 行政組織の変化などにあわせ、低コストで迅速に案内表示の変更が行えるよう配慮します。

長岡の歴史や伝統文化への配慮

- 市民のシンボルとして永く愛されるよう、シティホールの整備にあたっては、長岡の歴史や精神、伝統文化を感じられるよう配慮します。

注9) 新潟県福祉のまちづくり条例

すべての人が安全で快適に暮せるまちづくりの推進を目的に、多くの人々が利用する公共的施設（建築物、道路、公園、駐車場等）について、整備基準に適合した整備を行うことを定めたものです。

注10) コージェネレーションシステム

ガスエンジンなどを使って発電を行いながら、これによって発生した排熱を給湯や冷暖房に利用する熱電供給システムのことをいいます。

(2) 災害に対して安心・安全な市役所

7.13 豪雨水害、中越大震災、中越沖地震といった大災害の教訓を生かし、本庁舎に「日本一災害に強いまち」にふさわしい防災拠点を確立することにより、災害時の司令塔の役割を十二分に果たし、市民の安心と安全をしっかりと守ります。

十分な耐震性能が確保された本庁舎

○大地震の発生時に建物本体だけではなく、設備や機器への被害も最小限に食い止め、迅速な災害対応が可能となるよう、本庁舎には災害対策本部として十分な耐震性能を確保します。

ライフラインのバックアップ機能の充実

○自家発電システムなど、非常時における電力・通信等のライフラインのバックアップ機能を充実させ、防災拠点としての機能が十分発揮できるようにします。

災害対策本部会議室の設置

○シティホールには、災害対策本部にも利用できる行政の会議室を設けます。室内には、災害発生後、迅速かつ的確な意思決定が行えるよう、関係機関から収集した災害情報を大型スクリーンやパソコンに表示するための情報機器を装備します。



災害対策本部
(神奈川県横須賀市の事例)

「防災情報システム」の検討

○関係機関等から収集した防災情報を一元的に集約・整理し、迅速な初動対応や市民との情報共有が可能な防災情報システムの導入を検討します。

オープンスペースの有効活用

○シティホールの市民ロビーや屋根付き広場などのオープンスペースは、災害発生時にも一時避難所として有効活用できるよう十分配慮するとともに、安全性を確保します。

(3) まちづくりをリードする市役所

市役所の本庁機能をまちなかに集約配置することを契機に、にぎわいのある街並みを創出するとともに、誰もが安全・快適に市役所へアクセスできる環境を整え、全国的にも誇れる活気にあふれたまちづくりを積極的にリードします。

まちなか型公共サービスの展開による中心市街地の活性化

- 市役所の本庁機能と合わせて、まなび・交流機能、子育て支援機能などを中心市街地に集約配置することにより、業務、商業、居住などその他の機能の集積を促し、中心市街地の活性化を図ります。

ゆとりと潤いのある街並みの形成

- シティホールに緑空間を確保するなど、ゆとりと潤いのある良好な街並みの形成にも積極的に貢献します。さらに、年末にはイルミネーションを飾るなど、魅力的な景観づくりに取り組み、にぎわいを創出します。

来庁者用駐車場の確保

- シティホールに約300台の駐車場を確保します。また、その他の地区に約200台の駐車場の確保を検討します。
- 市役所に用事のある方の駐車は、一定時間まで無料とするほか、閉庁時には来街者用の駐車場としても有効活用します。
- 誰もが利用しやすいよう、自走式でゆったりとした駐車場を確保するとともに、わかりやすい案内誘導を行います。
- シティホールに整備する駐車場の出入口は、周辺道路への影響ができるだけ少なく、歩行者や自転車利用者の動線とできるだけ交わらない位置に設けます。



歩行者も安全・快適にアクセスできる環境整備

- 長岡駅とシティホール間を結ぶペDESTリアンデッキ（立体的に車道と分離させた歩行者専用の通路）や駐輪場の整備など、徒歩や自転車でもより安全で快適にアクセスできる環境整備にも積極的に取り組みます。

路線バスなどの公共交通の利便性向上

- 路線バスの始発・終発時刻の見直しに取り組むなど、公共交通の利便性を高め、過度の自動車利用の抑制に努めます。

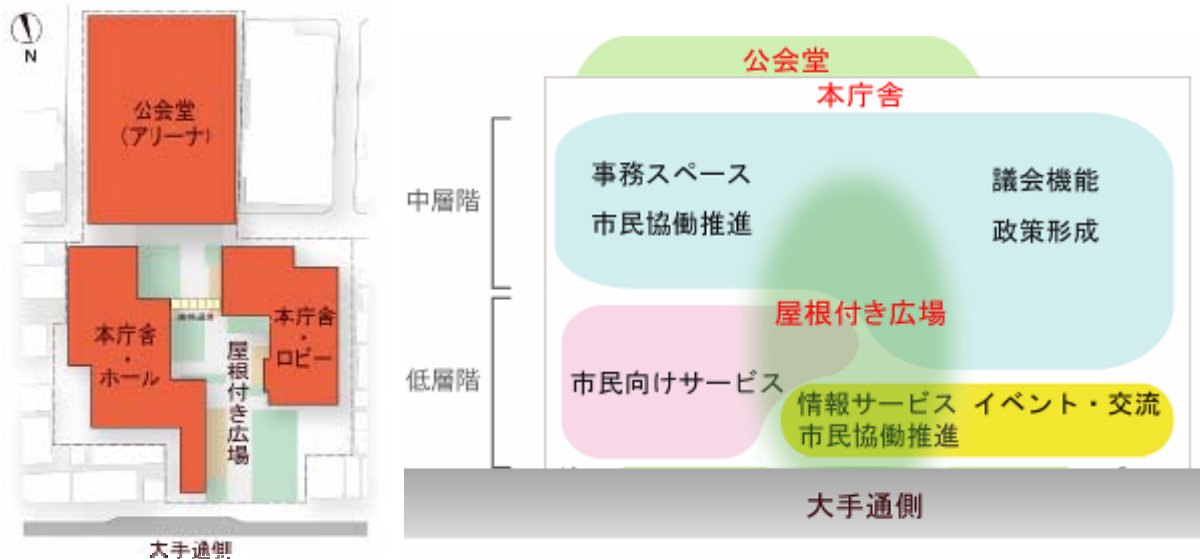
4. シティホールの空間構成

新しい市役所の核となる、「公会堂（アリーナ）」、「屋根付き広場」、「本庁舎」が三位一体となったシティホールの空間構成の基本的な考え方は、次に示すとおりです。

なお、より具体的な空間構成は、今後の設計段階で明らかにしていきます。

《空間構成の基本的な考え方》

- 市民が入って迷うことのないよう、各種届出・申請や相談など市民向けサービスの窓口をシティホールの低層階にまとめ、わかりやすくスッキリと配置します。
- 明るい雰囲気のあるロビー、さまざまな情報を受発信できる情報ラウンジ、オープン型の協働スペースなど、市民協働を推進するための施設をシティホールに適切に配置します。
- 市民との接点を増やし、より身近で開かれた議会を実現する観点から、議場や議員控室などの議会関連施設をシティホールに配置します。



図ーシティホールの空間構成（イメージ）

5. シティホールにおける本庁舎の規模の目安

平成19年4月1日現在の職員数等を基本的な指標に、総務省の起債許可に係る標準面積に基づき算定した結果、シティホールに整備する本庁舎の規模(延床面積)は、約12,000㎡となります。

実際の本庁舎の規模は、今後の設計段階でさらに検討を重ねた上で確定することになります。

表—本庁舎の想定規模

| 区 分 | 延床面積 |
|------------------|------------|
| ①事務室、議会関連 | 5,400 ㎡ |
| ②会議室、電話交換室、トイレなど | 3,700 ㎡ |
| ③玄関、廊下、階段などの通行部分 | 2,900 ㎡ |
| 合 計 | 約 12,000 ㎡ |

IV. 概算事業費及び財政負担の見込み

中心市街地への庁舎移転にかかる概算事業費と財政負担の見込みについて、一定の基準で算定した結果は、次のとおりです。

なお、今後の設計などを経て、最終的な事業費が確定します。

1. 概算事業費

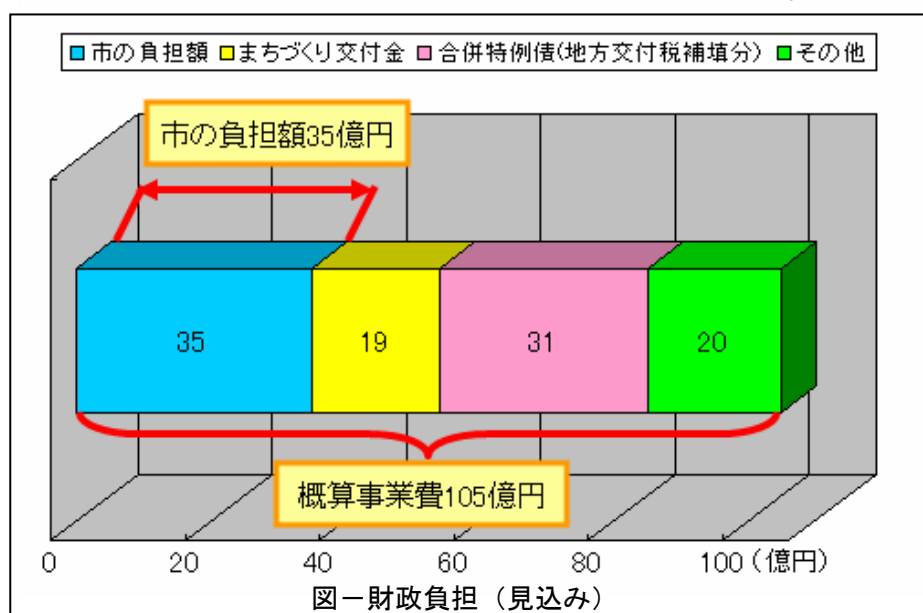
中心市街地における庁舎及び駐車場などの整備費用と、幸町地区にある現在の本庁舎を教育拠点として活用するための耐震補修費用の概算は、総額で約105億円と見込んでいます。

表—事業費の内訳

| 対象エリア | | 費目 | 概算事業費 (億円) | 備考 |
|------------|---------------------|---------------|---------------|--------------------------|
| 中心市街地 | 市民のエリア（シティホール） | 本庁舎 | 55 | 延床：12,000㎡ |
| | | 駐車場等 | 12 | 来庁者用300台 |
| | 商工のエリア（中央東地区）及び表町地区 | 本庁舎（市街地再開発事業） | 33 | 延床：中央東4,000㎡ 表町3,000㎡ |
| 教育拠点（幸町地区） | | 耐震補修 | 5 | |
| 合計 | | | 105 | |

2. 財政負担の見込み

まちづくり交付金や合併特例債の活用、新庁舎の整備に伴い不要となる土地の売却収入などを組み合わせることにより、市の実質的な財政負担は35億円、事業費全体の3分の1まで大幅に減らすことが可能と見込んでいます。



V. 新しい市役所がもたらす多様な波及効果

新しい市役所の実現は、中心市街地のにぎわい創出や市民満足度の向上など、さまざまな波及効果をもたらすことが期待できます。現段階で見込まれる主な効果には、次のようなものが考えられます。

1. 中心市街地への移転による効果

- 中心市街地では年間当たり約57万人の来街者の増加が見込まれます。
- 本庁舎整備事業の建設（初期）投資に伴う経済波及効果は、約145億円と見込まれます。
- 市街地再開発事業が促進されるとともに、まちなか居住や民間の商業・業務系機能の集積が進み、中心市街地の付加価値が高まります。
- 長岡駅からバスに乗り継ぐ必要がなくなるため、利便性が大きく向上します。
- 自動車から公共交通・徒歩・自転車利用への転換を促し、環境負荷の軽減に寄与するとともに、高齢化の進行に伴い交通弱者の増加が見込まれる中、公共交通の活性化にも貢献します。

2. 市民により便利な市役所による効果

- 窓口相談体制が充実し、それぞれの事情に応じた適切な相談が受けられるようになります。
- 用事がなくても、気軽に窓口に出向き、相談できる雰囲気が生み出されます。
- 市民の待ち時間や待たされ感が大幅に軽減します。
- 窓口サービス全般が利用しやすくなり、市民の満足度が大幅に高まります。

3. 市民に開かれた交流拠点による効果

- まちづくりに対し、より大勢の市民の自発的な参加を促進します。
- 市民と職員、市民と議員、市民と市民のコミュニケーションが深まり、新・長岡市としての一体感がより強くなります。

VI. 今後のプラン推進に向けて

1. 行政組織の見直し

- 本格的な地方分権時代を迎え、都市の自主性が拡大する中、本市が新しい市役所プランに掲げた取り組みを着実に推進するには、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに、よりの確かかつ迅速に対応できる柔軟な組織を確立する必要があります。
- このため、本市では、次に示す基本的な考え方に基づき、市民と行政の双方にとってよりよいものになるよう抜本的な見直しを行います。
- 具体的な見直しは、効果がすぐに見込める部門から段階的に実施するとともに、これと並行して職員の意識改革を進め、着実に成果を上げられるようにします。

表一見直しの基本的な考え方

| 見直しの視点 | 基本的な考え方 | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民本位のサービス提供 ■ 本格的な地方分権時代への対応 ■ 効率的でスピード感のある組織 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の目線に立ったわかりやすく、便利な組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○従来型の国・県の執行体制にあわせた組織ではなく、行政サービスを利用する市民の目線に立ったわかりやすい組織を目指します。 ○少子高齢化・国際化・都市間競争など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を常に意識しながら、継続的に組織を見直します。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 庁内分権型の新しい組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○相互に関連の強い部課（室）を統合するなど、支所を含めた組織全体をスリム化した上、統合した各セクションに明確な権限と責任を負う役職（統括責任者）を設けます。 ○市長・副市長のトップマネジメント体制から、少数の幹部（統括責任者）を含めた新たなトップマネジメント体制を構築します。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な意思決定と実行ができる組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○統括責任者の権限と責任で、市民の要望などに対し迅速な判断と決定ができる組織を目指します。 ○複数のセクションに係る業務を効果的・効率的に処理するため、プロジェクトチームの編成など、柔軟に対応できる仕組みを拡充します。 ○本庁と支所の業務体制の見直し、ITの積極的な活用などにより、業務の連携強化や処理の迅速化を目指します。 |

2. 移転に向けた取り組み

「市民により便利な市役所」や「市民に開かれた交流拠点」の実現に向け、本庁舎を中心市街地に移転するまでに、次のような取り組みを進めます。

窓口のカウンター配置や事務処理の見直し

- よりの確かつ迅速に業務を遂行するため、窓口サービスに関する基本的な事務処理のフローをまとめた業務マニュアルの作成や窓口支援システムの構築、市民をなるべく歩かせない窓口カウンター配置の検討などを進めます。

職員の資質向上

- 「新しい市役所の姿」を実現するためには、職員一人ひとりがその目的と必要性を理解し、積極的に取り組まなければなりません。このため、新しい市役所に対する職員の意識向上を図ります。
- あわせて、接遇研修やより正確で迅速な事務処理を目的とする実務研修を強化します。

市民協働の推進

- 市民協働によるまちづくりをさらに推進するため、市民協働のしくみや市民活動団体等の自主的な活動をサポートする体制づくりについて、市民と一緒に検討します。

積極的な情報提供

- 「新しい市役所の姿」を早期に実現するためには、市民・事業者のご理解とご協力を得ることも必要不可欠です。このため、今後も引き続き、市政だよりやホームページ、懇談会などを通じた積極的な情報提供と市民意向の収集に努めます。

3. 今後の推進スケジュール

平成20年3月の新しい市役所プランの策定から、平成23年度に予定しているシティホール竣工までの概略スケジュールは、次表に示すとおりです。

なお、平成20年度から、次表に示した事業以外の取り組みにも随時着手します。

表ー今後の推進スケジュール（概略）

| 主な事業内容 | 平成19年度 | | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|-----------------------|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
| | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 | 上期 | 下期 |
| ①新しい市役所プラン策定 | ■ | | | | | | | | | |
| ②シティホール（市民のエリア） | | | | | | | | | | |
| 基本設計 | | ■ | | | | | | | | |
| 実施設計 | | | ■ | | | | | | | |
| 建設工事 | | | | | ■ | | | | | |
| ③窓口サービスの見直し | | | | | | | | | | |
| 現状分析 | ■ | | | | | | | | | |
| 新たな組織・窓口サービスの構築及び職員研修 | | | ■ | | | | | | | |
| 窓口支援システムの構築 | | | | | ■ | | | | | |

参考. 新しい市役所検討市民委員会について

1. 委員名簿

○会 長：原陽一郎（長岡大学 学長）

○副会長：田村巖（長岡商工会議所 会頭）

○委 員：井上眞紀子、小川峰夫、金子博、鯉江康正、齋藤純、関川卓至、外山康男、
樋口秀、福田毅、三上規子、渡辺千雅、小熊正志、小坂井和夫（計15名、敬称略）

* 委員は学識経験者、NPO・福祉などの団体及び合併地域の代表者、市議会議員などで構成しています。

* 第1回目は、議会代表者として五井文雄議長、山田保一郎副議長が出席されました。議員で構成する「新しい市役所調査検討委員会」が発足したことにより、第2回目の市民委員会から当該委員会の正副委員長に変更になりました。

2. 各回の検討テーマ

表一各回の検討テーマ一覧

| 区分 | 開催年月日 | 検討テーマ |
|------|------------|---|
| 第1回 | 平成19年5月25日 | ○中心市街地への市役所移転に関するこれまでの経過 ○市民委員会の検討内容等 |
| 第2回 | 平成19年6月19日 | ○市民委員会の検討内容の整理 ○新しい市役所のあり方 ○新しい市役所の目指すべき姿と実現に向けた検討 |
| 第3回 | 平成19年7月11日 | ○新しい市役所のあり方と基本的な方向性 ○行政機能の分類 ○窓口サービスの考え方 ○中心市街地における行政機能の配置 |
| 第4回 | 平成19年8月27日 | ○新しい市役所のあり方と基本的な方向性 ○新しい市役所の機能 ○中心市街地における庁舎配置 ○中心市街地への市庁舎移転に伴う効果 |
| 第5回 | 平成19年9月10日 | ○市民委員会の中間報告（案） |
| 第6回 | 平成19年9月25日 | ○新しい市役所の姿 ○新しい組織 ○オープンスペースの活用 |
| 第7回 | 平成19年12月4日 | ○市民委員会の中間報告（案） |
| 第8回 | 平成20年2月4日 | ○新しい市役所の実現に向けた取り組み ○新しい組織 ○厚生会館地区本庁舎等の空間構成 |
| 第9回 | 平成20年2月22日 | ○委員会としての最終報告（案）について ○市が策定する「新しい市役所プラン」の検討状況について |
| 第10回 | 平成20年3月 | ○新しい市役所プランについて |



—ひとの和と輪が広がる—
新しい市役所プラン

発行：長岡市

〒940-8501 新潟県長岡市幸町2-1-1

編集：長岡市総務部行政管理課

TEL 0258-39-2208（直通）

FAX 0258-39-2272

E-MAIL gyoukan@city.nagaoka.lg.jp